田口会計事務所ニュース　3月号

今回のテーマ：マイナンバー制度の概要

平成28年1月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する際には、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

1.制度導入までのスケジュール

平成27	平成28年	平成29年
番号通知（10月） 個人番号：12桁 法人番号：13桁	1月よりマイナンバー利用開始 （番号カード交付開始）	
	申告書・申請書等・法定調書等への番号記載	

2.業務上の主な変更点

法定調書	①　法定調書への個人番号又は法人番号の記載 ②　支払いを受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認 ③　法定調書提出時の本人確認
源泉所得税事務	①　源泉徴収義務者の申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載 ②　源泉徴収義務者が個人事業主の場合の申請書、届出書提出時の本人確認 ③　「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」への個人番号又は法人番号の記載 ④　「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける際の本人確認

国税分野における民間企業の番号利用例（イメージ）

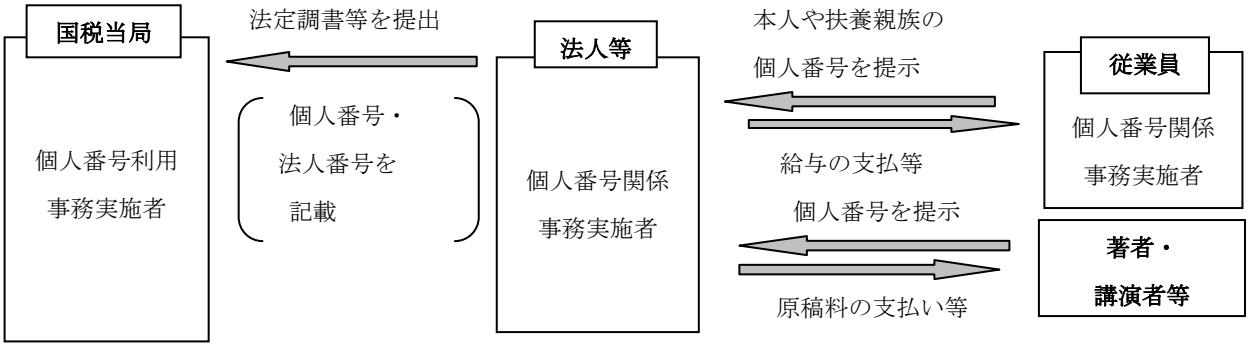

3.特定個人情報の保護措置

番号法においては、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の適切な取り扱いを確保するため、各種の保護措置が設けられており、取扱に関するガイドラインが公表されています。

	罰則
・　個人番号関係事務等に従事する者等が正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役もしくは 200万円以下の罰金又は併科
・　上記の者が、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で個人番号を提供又は盗用 ・　情報ネットワークシステムに関する秘密漏えい又は盗用	3年以下の懲役もしくは 150万円以下の罰金又は併科